（恒久的施設の定義に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二十一条第一項（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）の規定により改正法第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二条第十二号の十九（定義）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。第三項において同じ。）又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人をいう。次項において同じ。）に係る法人税法施行令、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第十四条の十一第五項（課税所得等の範囲等）	恒久的施設を有する外国法人	旧恒久的施設を有していた外国法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第二十一条第二項（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。以下同じ。）
法人税法施行令第十四条の十一第八項	外国法人を	旧恒久的施設を有していた外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人を含む。）を
法人税法施行令第百八十四条第一項第二十四号ロ（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	日の	日の前日の
法人税法施行令第百八十四条第一項第二十号イ	外国法人の	旧恒久的施設を有していた外国法人の
法人税法施行令第百八十四条第一項第二十号ロ	外国法人	旧恒久的施設を有していた外国法人
	日の	日の前日の
法人税法施行令第百八十四条第一項第二十号ロ	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	なる日	なる日の前日
法人税法施行令第百八十四条第一項第二十号ロ	、恒久的施設の	、改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設の
	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
法人税法施行令第百九十四条第一項（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）	恒久的施設に	旧恒久的施設に
法人税法施行令第百九十条第三項	恒久的施設を有しない外国法人	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人
租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項第一号ハ（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）	恒久的施設を有する外国法人	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人
租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第五項の変更等の場合の特例）	法人税法第百四十一条第一号（課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が当該外国法人に該当しないこととなる日又は同条第二号	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人が法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設を有しないこととなる日の前日又は同法第百四十一条第二号（課税標準）
国税通則法施行令第二条第一項第四号の二（期限の特例）	法人税法第百四十一条第一号（課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が当該外国法人に該当しないこととなる日又は同条第二号	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人が法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設を有しないこととなる日の前日又は同法第百四十一条第二号（課税標準）

2　改正法附則第二十一条第三項に規定する政令で定める償還差益は、旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設（新法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。第二号において同じ。）を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した同項に規定する償還差益のうち、当該償還差益の金額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するものとする。

一　当該割引債の租税特別措置法施行令第二十六条の九の二第一項第一号イ（償還差益の金額等）に規定する社債発行差金

二　前号に掲げる金額のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額

3　改正法附則第二十一条第一項の規定により新法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設を有していた外国法人に係る附則第十三条（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定の適用については、同条第十項中「外国法人の」とあるのは「改正法附則第二十一条第二項（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人の」と、「当該外国法人」とあるのは「当該旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「なった日」とあるのは「なった日の前日」とする。

（資本金等の額に関する経過措置）

第五条　新令第八条第一項第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号（資本金等の額）の規定は、法人が施行日以後に同項第五号の合併、同項第六号の分割型分割、同項第七号の分社型分割、同項第十号に規定する株式交換又は同項第二十一号に規定する自己の株式の取得を行う場合について適用する。

2　施行日前に第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第八条第一項第五号（資本金等の額）の合併、同項第六号の分割型分割、同項第七号の分社型分割、同項第十号に規定する株式交換又は同項第二十一号に規定する自己の株式の取得を行った法人の新令第八条第一項の規定の適用については、当該合併、分割型分割、分社型分割、株式交換又は自己の株式の取得